

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

許認可等の内容		健康はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術料助成券交付申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市健康はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術料助成要綱第2条、第4条及び第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市健康はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術料助成要綱第2条及び第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 7月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 交付を受けられる者</p> <p>満75歳以上の者で、市内に住所を有し現に居住しているものとする。ただし、助成対象者が施設に入所している者である場合又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により助成を受けられる者である場合を除く。</p>	